

水戸市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月11日

水戸市議会議長 村田進洋

- 1 日時 平成28年5月16日（月）午前10時
 - 2 場所 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市議会議場
 - 3 事件名 議案第57号 「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例
 - 4 意見を述べる時間 60分以内
 - 5 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数 6人以内
 - 6 傍聴人の定員 一般席48人、車いす席3人
- 先着順により傍聴券を交付します。